

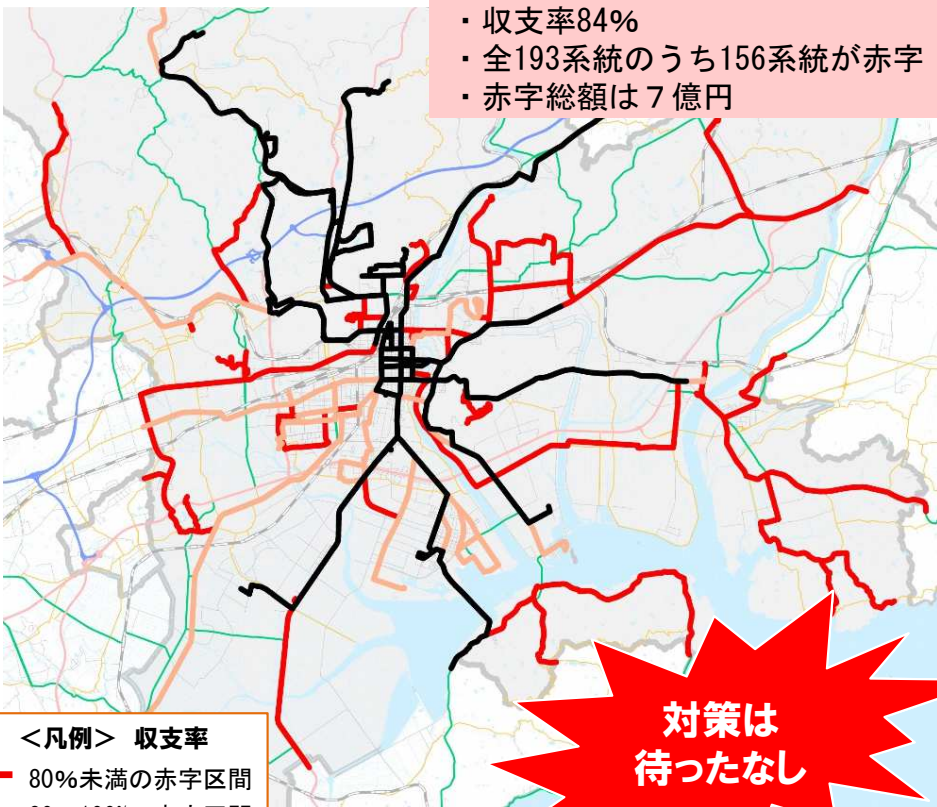
# 地域公共交通利便増進実施計画 (旧:再編実施計画)の策定及び 共同経営に関する協定の締結について

1. 地域公共交通網形成計画の策定(R2.6)
2. 路線バスの利用及び減便の動向
3. 目標達成に向けた課題と法改正
4. 計画に記載する事項
5. 計画の3本柱と期待される効果
6. 今後のスケジュール

# 1. 地域公共交通網形成計画の策定(R2.6)

- 市内を運行するバス路線の約8割が赤字であり、周辺部では減便・休止が続いており、対策は待ったなしの状況
- このことを踏まえて、公共交通ネットワークの再構築に向けた基本計画である「地域公共交通網形成計画」を策定し、バス路線の再編など具体的な施策を位置付け

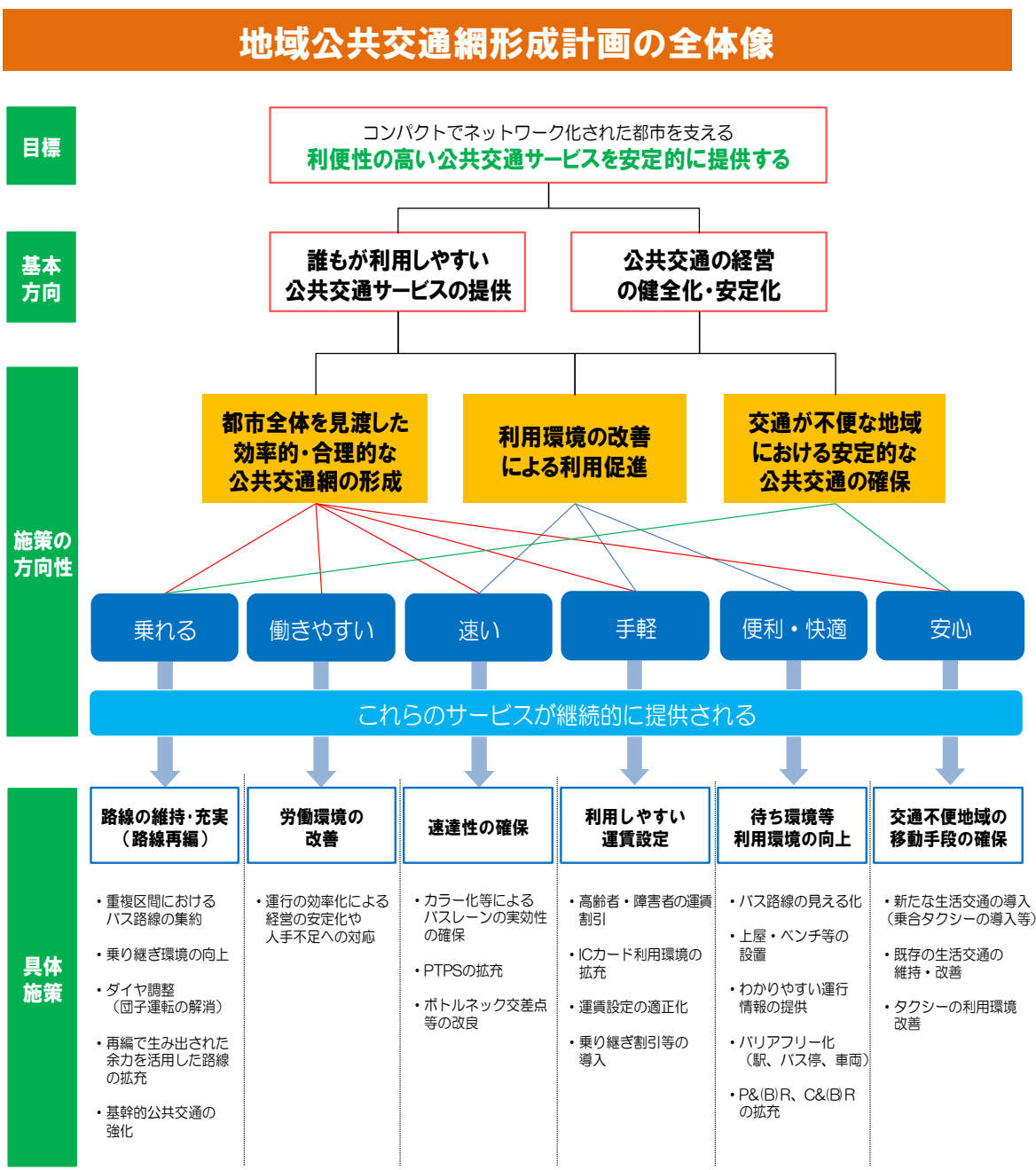
## ■ H30年度の収支状況(岡山市関連系統)



<凡例> 収支率

- 80%未満の赤字区間
- 80~100%の赤字区間
- 黒字系統がある区間

**対策は待ったなし**



※ 自動運転等の新技術の活用について検討 (全ての項目に関連)

## 2. 路線バスの利用及び減便の動向

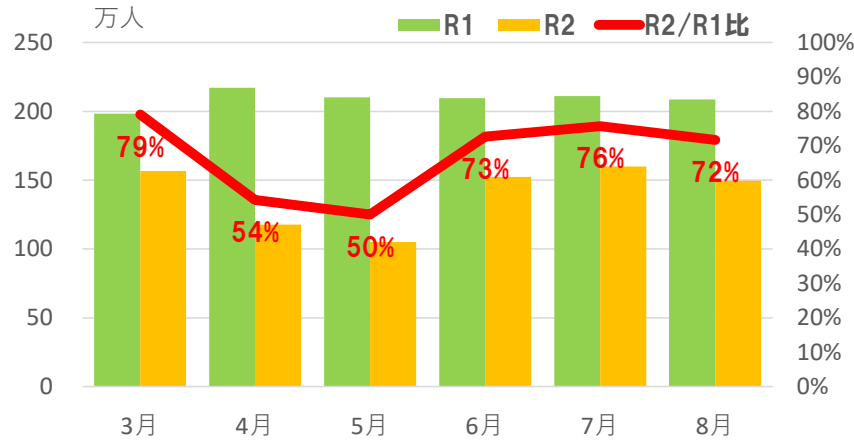
新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者(運賃収入)は前年と比較して2割以上減少しており、ますます厳しい経営状況となっている。  
さらなる減便が続いており、周辺部の路線は壊滅的な状況になりかねない。

対策は  
待ったなし

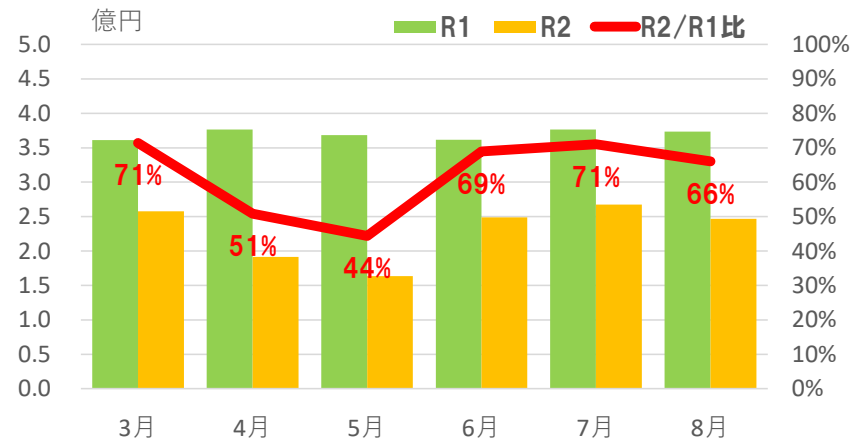
### ■ 直近の利用と収支の状況

※9社中8社の合計  
(市外路線含む)

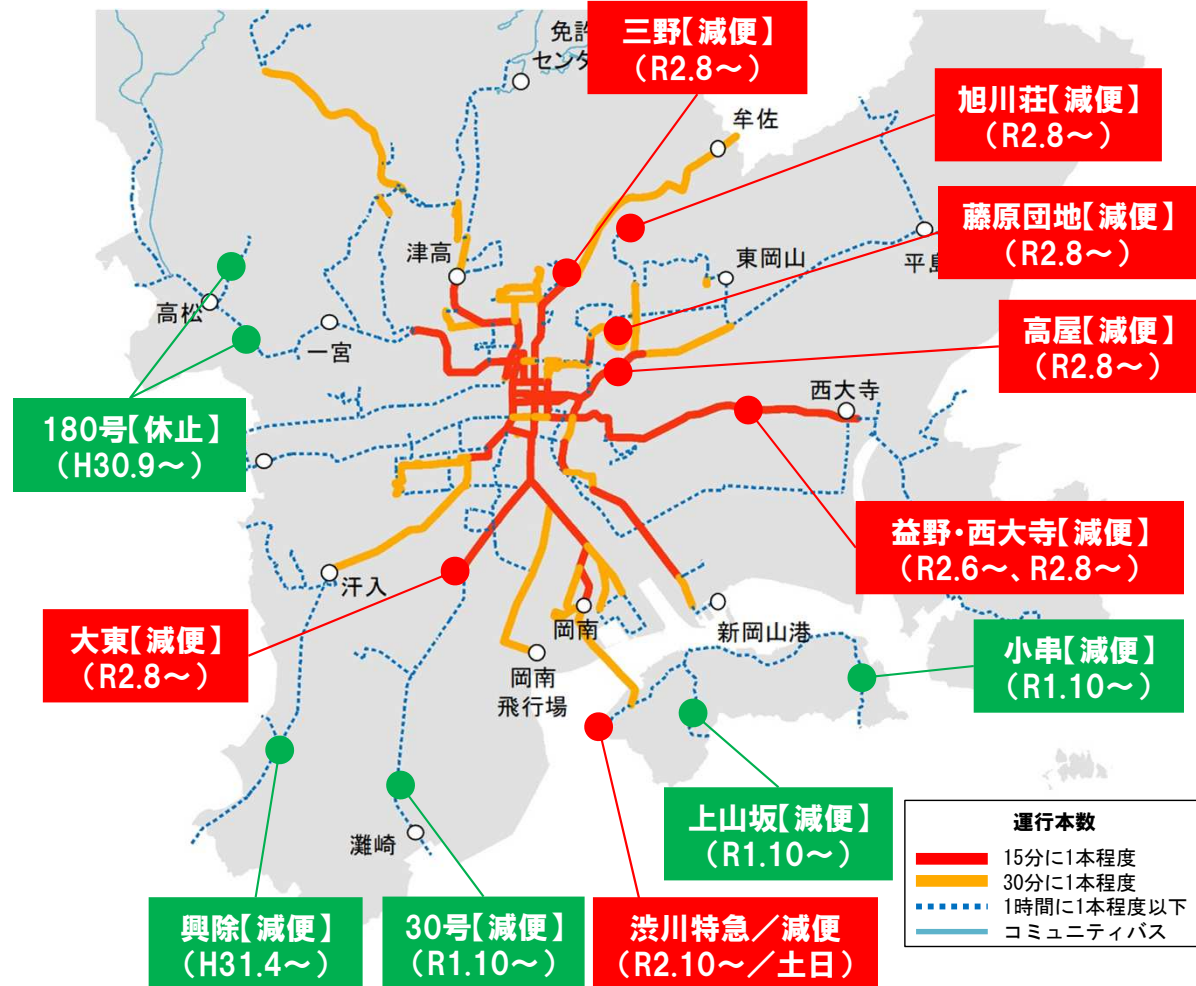
#### <利用人数>



#### <運賃収入>



### ■ 最近の主な休止・減便の動向



【参考】路面電車の8月前年度比：利用人数63%、運賃収入56%

(外出自粛要請時の臨時的減便等は除く)

### 3. 目標達成に向けた課題と法改正

岡山市も国の審議会等に参画し議論

岡山市が  
目指すもの  
(網計画の目標)

利便性の高い公共交通サービスを安定的に提供する

誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供

公共交通の経営の健全化・安定化

<新規路線の認可等>

<複数事業者間での調整>

課題

新規路線の認可や既存路線の廃止等に対して、都市全体の公共交通ネットワークの維持に関する視点からの検討が必要

路線再編や、運行回数・ダイヤ・運賃等の設定に係る複数事業者間での調整が必要

問題点

現在は、申請事業者の経営状況や当該路線に関する技術基準で審査され、都市全体の公共交通ネットワークの維持に関する視点がない

独占禁止法のカルテル規制に抵触するおそれがある

法改正の内容

地域公共交通活性化再生法改正 (R2. 12. 2までに施行)

- 利便増進実施計画 (旧: 再編実施計画) を策定済みの市町村において、新規路線の認可申請があった場合は、国は地方公共団体に通知し、地方公共団体は計画への影響等を踏まえて、協議会で議論し、国に意見を提出できる  
⇒ 国は地方公共団体の意見を考慮して審査
- 維持が困難となった路線について、事業者等と協議して代替輸送サービスを提供する事業制度の創設

独占禁止法特例法 (R2. 11. 27に施行)

- 路線再編、運行回数・ダイヤ調整、運賃設定等に関して、事業者間で共同して取り組む行為に関する協定 (国が認可) については、カルテル規制を適用除外とする特例を創設

利便増進実施計画(旧:再編実施計画)の策定

共同経営に関する協定の締結

# 4. 計画に記載する事項

地域公共交通利便増進実施計画

- ① 実施区域
- ② 事業の内容・実施主体
- ③ 地方公共団体による支援の内容
- ④ 実施予定期間
- ⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ⑥ 事業の効果
- ⑦ 利便増進事業に関する事項
- ⑧ 都市機能の立地適正化に関する事項
- ⑨ その他関連事項

再編後の路線・本数・運賃等を具体的に記載



共同経営計画(事業者)

- ① 申請者の氏名・住所・代表者氏名
- ② 計画区域及び共同経営の対象とする路線等
- ③ 共同経営に関する協定に定められる行為の内容  
・路線再編、ダイヤ調整、運賃設定など
- ④ 事業者間での収益分配に関する事項 (実施する場合)
- ⑤ 共同経営の目標に関する事項 (収益性の向上、人員数及び車両数に係る効率の向上の程度など)
- ⑥ 実施期間
- ⑦ その他必要な事項

協定の締結(事業者)

共同で実施するもの

## 5. 計画の3本柱と期待される効果

岡山市が  
目指すもの  
(網計画の目標)

利便性の高い公共交通サービスを安定的に提供する

誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供

公共交通の経営の健全化・安定化

計画の3本柱

### ① バス路線の再編

非効率な運行となっている重複路線を集約し、運行の効率化を図る

<期待される効果>

運行経費の縮減

### ② 都心の運賃値上げ(適正化)

自由競争により認可運賃より低い設定となっている都心の運賃を値上げ(適正化)する

<期待される効果>

運賃収入の増加

### ③ 運賃割引(高齢者・障害者)

交通弱者である高齢者・障害者を対象に運賃割引を導入し、割引分を市が負担する

<期待される効果>

利用者(高齢者・障害者)の負担軽減

運賃収入の増加

### <3本柱の実現によって期待されるその他の効果>

#### バス路線の拡充による公共交通不便地域の削減

3本柱の実現により生み出された余力を活用し、バス路線を拡充する

#### 労働環境の改善による運転手の確保

3本柱の実現により経営の安定化を図り、労働時間や給与水準等の労働環境を改善する

# 6. 今後のスケジュール

	令和2年度						令和3年度			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上半期	下半期		
協議会	協議会			協議会		適宜開催				
① バス路線の再編	利便増進実施計画(3本柱)について 岡山市から提案	→			利便増進実施計画(案)及び 共同経営計画(案)を提示	→		2月議会(R3年度予算)	実施に向けた準備	<b>実施</b>
② 都心の値上げ(運賃の適正化)										
③ 運賃割引(高齢者・障害者)										
利便増進実施計画 (旧:再編実施計画)	→					パブコメ	国への申請準備 (道路運送法に基づく書類の作成等)	<b>国へ申請</b>	<b>国の認定・認可</b>	
共同経営計画 (共同経営に関する協定の締結)	→					計画書の作成				

法施行